|  |
| --- |
| **平成３０年度（２０１８年度）****社会福祉法人　いなほ福祉会****児童発達支援センター　通園くじら　事業計画書** |

１、事業の目的・方針・・・発達支援・家族支援・地域支援

地域の障害や発達につまずきのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うこと**＜発達支援＞**や通所児童の家族に対して障害受容のサポートを行うこと**＜家族支援＞**を事業の目的とする。

又身近な地域における通所支援機能として、日々通所してくる児童はもとより、通所児童以外の地域の障害児やその家族を対象とした支援や保育所をはじめとする障害児を預かる施設への援助や助言をあわせて行う（保育所等訪問支援事業）など、地域の中核的療育支援施設としての役割を果たす**＜地域支援＞**、又児童発達支援センターの必須事業である、障害児支援利用計画（相談支援）を行い全ての障害児者に必須となる計画相談作成の事業所として、障害者の計画相談事業と協力共同しながら地域の要望にこたえていく。

２、利用定員

定員　　２０　名　　　利用登録者　　２５名　（Ｈ３０年４月予定）

３、職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **職種** | **定数** | **現員** |
| 管理者 | １名（兼務可） | １名（兼務） |
| 児童発達支援管理責任者（児童発達支援）（保育所等訪問支援） | １名 | １名 |
| 相談支援専門員 | １名（兼務可） | １名（兼務） |
| 保育所訪問員 | １名（兼務可） | １名（兼務） |
| 保育士 | ４名 | ６名（１名兼務） |
| 児童指導員 | ２名 | ２名 |
| 指導員 |  | １名 |
| 看護師（児童指導員） |  | ２名 |
| 給食調理員 | １名 | ２名 |
| 送迎運転手 |  | ２名 |
| 送迎添乗員・保育補助 |  | １名 |
| 嘱託医 | １名 | ２名 |
| **合　　計** | １３名（実人員１０名） | ２３名（実人員２０名） |

４、営業日及び営業時間

①　営業日

月～金曜日（年末年始・夏期休暇・春期休暇を除く）

第１・３土曜日

②　営業時間

月～金曜日　　　　　９：００～１５：００（毎週火曜日の午前中は親子保育）

第１・３土曜日　　　９：３０～１１：３０（月２回）

５、今年度の重点方針

＜発達支援＞・・・通所利用児童への支援

発達につまずきのある幼児や障害を持つ児童とその家族に対して、通園の方法をとり日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や日常生活における基本的動作を習得し及び集団生活に適応できるよう、適切な指導や援助を行い豊かな育ちを保障する。また保護者が見通しを持った子育てが行えるよう具体的な生活の中で子育て上の困難に対する支援をしていく。

①　施設の環境整備を行います。

今年度も新宮市・那智勝浦町・太地町から２５名の子どもたちが、通ってきます。限られた空間の中で子どもたちが安心・安全に過ごせる保育の環境を整えます。

　　　１）重度の子どもさんが卒園したため、専用スペースが必要でなくなります。畳ベッドを取り除き、棚を設置し保育スペースの確保を行います。

２）プール設置時、排水の流れる場所がなく、園庭が水浸しになるため、運動場にＵ字溝の設置を行います。

３）園舎雨トユ部分のペンキが剥がれているため、外装の改修工事を行います。

４）老朽化した園庭の下駄箱や室内遊具を買い替えます。

５）子どもたちの絵や作品がきれいに展示出来るように、保育室にピクチャーレールを取り付けます。

②　主任を中心に職員集団の再構築を行います。

　今年度は、管理者以外に保育を担う職員の他、調理や送迎、清掃など１７名の職員で療育を行っていきます。不在だった主任を配置し、一人一人が自分の与えられた職務を、生きがいを持って安心して取り組んで頂けるような職場環境や職員集団を目指すとともに、開設当初から行ってきた業務を見直し、業務量の軽減を図ります。又、計画的に保育内容について指導を受け、質の向上に努めます。

＜家族支援＞・・通所児童の家族に対しての支援

親子保育の実施や懇談会、学習会を開催し、同じ悩みを持つ保護者同士のつながりをつくりながら保護者や家族の障害受容のサポートしていく。又適正な就学や就園について一緒に考え、見学等行いながら、子どもの立場に立った次の進路決定のサポートをしていく。

③　きめの細かい家族支援を行います

母親が自動車の運転ができず、育児能力に課題があると思われる家庭から子どもさんが通ってきます。今までのような保護者支援の方法では、十分な支援は出来ない家庭だと思われます。今後どのような問題がおこるのか予想がつかないため不安は大きいですが、関係機関と連携をとりながら、他の家族同様に家族支援を行っていきます。又、自動車の運転が出来ない母親のために、親子保育や学習会、定期保護者会等に参加出来るように支援の方法を検討していきます。

＜地域支援＞・・・わんぱく教室・保育所等訪問支援事業・相談支援

④　わんぱく教室の充実（月２回の開催）

わんぱく教室は、通園から地域の保育所に転園した子どもや、保健所や市町の発達相談、医療機関や障害児者相談センターゆずなど関係機関からの紹介で繋がる子どもの発達支援を行っています（並行通園）。４・５歳児を対象に集団遊びを行っており、４月現在９名の子どもさんが登録しています。年々、利用希望児は増えてきており、母親も発達支援としての効果を期待しています。その期待に沿った支援を行うためにも、わんぱく教室の担当責任者を中心に、子どもの発達課題に合った保育実践を行っていきます。

又、地域で、一人で子育てをしているお母さんの仲間づくりに努めます。

⑤　保育所等訪問支援事業を行うための職員の確保

昨年、通園くじらを卒園し、地域の保育所に転園した子ども1名に対して、保護者の希望により保育所等訪問支援事業を実施しました。転園児には、保育所を訪問し情報提供は行いますが、加配保育士にとっては、保育を進める中で不安なことが多く年２回の実施でしたが、安心できる事業であったと評価されています。しかし、通園の保育中の時間帯に訪問を行わなければならいこと、事前にアセスメントや個別支援計画を作成し保護者の同意を得なければならないこと、モニタリングや評価をしなければならないなど、事前の準備や実施後の記録など、訪問時間以外にかなりの業務量があり、くじらの保育をしながらの事業の拡大は困難な状況です。国はこの事業を、インクルージョンを推進する重要な事業であり、全国的に普及させたいと考えています。その役割を果たしていくためにも専任の職員の確保を行っていきます。

⑥　相談支援専門員の確保

現在、管理者が相談支援専門員を兼務し、通園に通う子どものみサービス等利用計画を作成しています。卒園時には、成人した時のことを考え保護者に他の事業所を紹介するとともに、継続的に支援が受けられるよう事業所に対して情報提供を行っています。しかし、事業所が増えていない現状や各事業所とも相談支援専門員の確保が出来ず、新規の利用者を受け入れていないことや、今年度の報酬改定で一月当たりの人数制限が定められたことなどから、今後、卒園児の計画相談を担って頂ける事業所がなくなると推測されます。そのためにも、専任の相談支援専門員の確保を行って児童発達支援センターとしての役割を果たします。

６、利用者への福祉サービス

（１）日課

**(月～金曜日)**

9:00 　 10:00 11:15 12:45 14:00 14:15 15:00

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

登園　 　散歩・製作　　給食　　　　午睡 　　起床　　おやつ 　あつまり

　　自由遊び　音楽リズム等　　　　着替え　　　 着替え　　　　降園

**(第１・第３　土曜日)**

9:30 登園　　　　　10:00　　あつまり・活動　　　　11:30　　降園

（２）保育・療育支援

**＜ねらい＞**

子どもは、ほぼ毎日、１日６時間程、母親と離れ、保育者による配慮と適切な指導や援助をうけながら、生活や遊びを通して、生活のリズムや基本的な生活習慣などの確立をめざし、乳幼児期の豊かな育ちを保障します。

保護者・家族とともに、行事や学習会を通し、育ち合う保育をめざします。

**＜内容＞**

①道具を使った遊びや活動や、また毎日の散歩や外遊び、音楽リズム、絵本の読み　聞かせ、手遊びなどを多くとりいれた保育・療育を行います。

②子ども自身が見通しを持ってわかって楽しめ、生活リズムをつけ、食事・排泄・睡眠など、基本的な生活習慣を身につける保育・療育を行います。

③就園や就学について保護者とともに考え、見学や体験入園などの取り組みを行います。

（３）親子保育の実施・懇談会・学習会の開催

週１回　火曜日９時から１１時まで、親子保育を実施します。

年数回の保護者懇談会・年１回の家庭訪問・年２回の個別懇談を実施します。

保護者学習会を、通園めだか・通園らっこと共に開催します。

（４）その他必要な援助

園での発達相談の開催

市町や保健所による発達相談等への情報提供と同行

個別療育・個別相談・医療機関への同行及び情報提供

（５）健康管理

年２回　小児科嘱託医による健康診断を実施します。

年２回　歯科嘱託医による歯科検診を実施します。

年１回　検尿を実施します。

（６）送迎サービス

基本的には保護者の方でお願いしますが、車を運転できない、又遠方で通所が困難な方でお困りの方には保護者の希望を聞き、送迎利用契約等を締結し、実施していきます。送迎費については、片道１，０００円・往復２，０００円を頂きます。

（７）給食サービス

生活の一部として食事習慣を身につけ、楽しく食事が食べられるようにする。偏食の強い子どもやアレルギーの子ども、嚥下困難のある子どもには、個別に対応します。一食につき給食及びおやつも含め２００円（低所得者については１００円）となります。

７、諸記録の整備

保育日誌・ケース記録・個別支援計画・健康診断記録・給食日誌・避難訓練記録・研修記録等、児童発達支援センターとして定められた必要書類の整備を行います。

８、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。

　職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

９、緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

１０、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県、市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

１１、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

・避難訓練等の実施 （１ヶ月に１回）

・消防設備等の点検（１年に２回）

１２、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置を講じます。

１３、苦情解決のための措置

利用者家族からの苦情に迅速かつて適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

　苦情解決責任者　　　　　　城本　依穂

　　　苦情解決担当者（受付）　　砥嶋　德美

　　　第 三 者 委 員 那智勝浦町役場　福祉課　福祉厚生係

１４、職員（援助者）の援助技術の向上

（１）職員会議の実施（月４回）

　（２）研修の実施

　　　・研修計画の策定

　　　・各種研修会への参加

　　　・発達の学習、障害についての理解、就園・就学についての学習等

　　　・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

１５、事務・財務管理

（１）会計処理の適正化を図ります。

（２）請求事務の効率化・適正化を図ります。

出欠表・記録表作成を職員で行い、事務センターへ送信します。

（３）経費の省力化を図ります。

１６、その他の業務

（１）和歌山県障害児保育運動連絡会へ結集し、その運動の一翼を担います。

（２）東牟婁圏域自立支援協議会子ども部会への協力を行います。

（２）地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）に努めます。

（３）地域との協力に努めます。

資料　年間行事計画

春：入園式／春の遠足／健康診断／尿検査／家庭訪問／保護者懇談会／学校見学／

歯科検診

　夏：５歳児宿泊保育／父親参観／夏祭り／進路アンケート実施

　秋：運動会／個別懇談／保育所見学／給食参観

　冬：クリスマス会／生活発表会／お別れ遠足／保護者懇談会／卒園式